引用と著作権

1 著作権

さまざまな文章や写真、絵画・イラスト、映画、音楽などの著作物には著作者が存在する。この著作者の権利が著作権であり、著作物を他人が無断で複製（コピー）したり、転載したり、改変したりすることなどは禁じられている。著作権は、著作物を創作した時点で発生し、著作権法で保護されている。

◆著作物の定義

思想や感情を創作的に表現したものを指し、小説・論文・楽曲・絵画・写真・映画などのほか、地図やコンピューターのプログラムなども含まれる。

◆著作権法上の引用

「3 引用するときのきまり」に従って他の人の著作物を使用する場合は、著作者の権利侵害にはあたらないため、許可を取らずに使用することができる。このことは、著作権法第三十二条に定められている。

2 引用以外の著作物の利用

◆参考

書籍やウェブサイトなどを情報源として利用する場合は、末尾に「参考文献」として書誌情報をまとめて示すのが一般的。その際、書籍の名称は二重かっこ（『　』）で、記事のタイトルなどはかぎかっこ（「　」）でくくる。

◆転載

他の人の著作物を、引用の範囲を超えてそのまま利用することを転載という。その場合は、著作者に許可を得る必要がある。転載許可を求める文書を作って著作者に送るのが一般的。郵送の場合は、転載の可否を記した返信用のはがきなどを同封しておくとよい。